

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年から昭和〇年〇月までの間は坑内工として、平成〇年〇月から平成〇年〇月まではグラインダー工として、粉じん作業に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日から勤務していたA所在のB鉄工所を最終粉じん事業場として、平成〇年〇月〇日付けで労働局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、F（+）、療養の要否：否」と決定されていたが、平成〇年〇月〇日を診断確定日として「続発性気管支炎」と診断されたことにより、療養補償給付、休業補償給付が支給されていた。

被災者はC病院にて療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院にて死亡した。死亡診断書の直接死因欄には「間質性肺炎」、直接死因の原因欄には「じん肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡はじん肺によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審

査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人は、被災者の死因である間質性肺炎は業務上疾病であるじん肺が原因であり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。

(2) D医師は、平成○年○月○日付け死亡診断書において、被災者の直接死因を「間質性肺炎」とし、その直接死因の原因を「じん肺」と記載しており、E医師は、「間質性肺炎の原因は様々あるが、じん肺症もその原因の一つであり、他の原因は認められていない。」と述べているが、被災者の間質性肺炎の原因をじん肺と特定しているものではなく、他の原因が認められないことからじん肺を原因と推定するにとどまるものである。

一方、F医師は、「間質性肺炎とじん肺との因果関係は現時点では不明であり、直接死因に多少のじん肺の影響があったことは否定できないものの、じん肺と死亡との相当因果関係は認めがたい。」と述べ、被災者の死因である間質性肺炎とじん肺の因果関係を否定しており、さらに、G医師は、「余病として新たな慢性間質性肺炎を併発した可能性が高い。」、「胸部CT所見が気管支血管周囲に沿う非特異性間質性肺炎パターンであり、特発性間質性肺炎の中の

特発性非特異性間質性肺炎を併発した可能性が高いと考えられる。」と述べている。

- (3) 当審査会としても、被災者の療養経過等一件記録を精査したところ、CT所見等客観的資料を基にしたG医師の上記意見は妥当なものと判断するところであり、決定書理由に説示するとおり、被災者は原因の特定できない特発性間質性肺炎を発症したものと認められ、じん肺との因果関係を認めることはできない。

また、被災者のじん肺及び合併症である続発性気管支炎の状態は、管理区分決定時から死亡直前まで大きな変化はなく推移しており、じん肺及び合併症が急激に生命維持に危険を及ぼすような状態にあったとは認められず、被災者の死亡がじん肺及び合併症によるものとも認められない。

- (4) したがって、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

- (5) そのほか、請求代理人の主張及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右する点は見いだせなかった。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。